くは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

［九・十　略］

（監理団体の業務の実施に関する基準）

第五十二条　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行わないこと。

［十二～十六　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志

○農林水産省令第三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十日

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
クエン酸モサプリドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	１日量として体重１kg当たり２mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前１日間
	馬	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
注　１～20　（略）			

改正前			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
クエン酸モサプリドを有効成分とする強制経口投与剤	（新設）	（新設）	（新設）
	馬	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
注　１～20　（略）			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。